

2020年4月24日

持分法適用関連会社に係る破産手続開始決定に関するお知らせ

株式会社プランテックアソシエイツ
代表取締役 小山 直行

当社が発行済株式総数の21.75%を保有する、持分法適用関連会社の株式会社ファーストキャビンより、本日、東京地方裁判所に破産手続開始の申立てを行い、同裁判所より破産手続開始決定（事件番号・令和2年（フ）第2700号）を受けた旨の報告を受けましたのでお知らせいたします。

記

1. 破産手続開始申立ての理由

当該会社は、業績不振により債務超過に陥り、資金繰りの目処がつかなくなったため、東京地方裁判所に破産手続開始の申立てを行うことになりました。

2. 申立て及び破産手続開始決定の概要

- | | |
|-----------|--------------------|
| (1) 申立日 | 2020年4月24日 |
| (2) 管轄裁判所 | 東京地方裁判所 |
| (3) 破産管財人 | 田辺総合法律事務所 弁護士 上中綾子 |

3. 株式会社ファーストキャビンの概要

- | | |
|-----------|-----------------|
| (1) 商号 | 株式会社ファーストキャビン |
| (2) 代表者 | 代表取締役 岸田 登 |
| (3) 本店所在地 | 東京都千代田区紀尾井町3番6号 |
| (4) 事業内容 | カプセルホテル企画・運営 |
| (5) 資本金 | 11億9500万円 |

4. 当社の業績に与える影響

当該会社に対する貸付及び債務保証取引はありませんが、当該会社の株式の減損損失が発生する見込みでございます。

以上